

8 同和問題（部落差別）

【コラム】歴史学習から自分の生き方につなげるために

「同和問題」と聞くと、「あまりよくわからない」「自分の身近にはない問題」と感じる人が多いのではないのでしょうか。また、学校現場でも、「知っているけれど、どう教えたらいいのかわからない」という声を聞くことがあります。

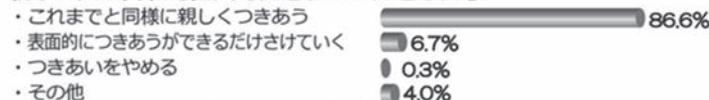
資料1からもわかるように、差別や偏見が、なくなっていない現実があります。また、近年では、偏見に根差したインターネットへの書き込み等新たな問題も起こっています。同和問題は、いまだに解決できていない問題としてとらえるとともに、私たち一人ひとりの問題として正しく理解し、考え、解決していくことが大切です。

<資料1> 同和問題についての意識調査

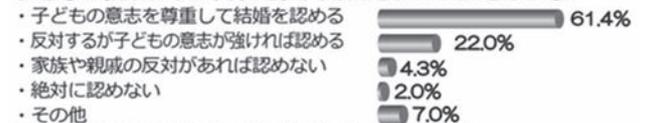
同和問題をはじめて知ったきっかけ



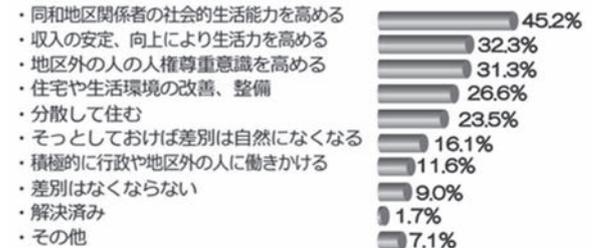
親しい人が同和地区出身だとわかったとしたら



子どもの結婚相手が同和地区出身だとわかったとしたら



同和問題を解決するためにはどうしたらよいか



(平成25年神奈川県実施「県民ニーズ調査」)

1 同和問題（部落差別）とは

日本の歴史の中で、人為的に形づくられてきた身分制度により、一部の人が差別され基本的人権を奪われ、住居や職業、結婚等を制限されるようになりました。特定の地域（「同和地区」または「被差別部落」とも言う）出身者であることやそこに住んでいることを理由に差別される人権問題です。

2 差別の歴史的背景と現在に至るまで

室町時代以前に、差別された人々が集まって住んでいた地域はあったと言われています。その頃から室町時代にかけては、政治的につくられたというよりも、その時代の人々の自然界への恐れや死にかかわる「けがれ観」などが、特定の技術、能力を持った人や集団に対する恐れや差別を生じさせていったと思われる。例えば、地震や洪水といったような自然現象や人や動物の生死など、理解しがたい事象を「けがれ」として非常に恐れていました。そして、「けがれ」の反対語を「きよめ」と言い、けがれを清めることから大切にされてきました。そのころ、大きな川の河原にすむ人々が現れ、庭造りや屋根葺き、能楽や猿楽などの芸能や神事、牛馬の解体や死体の処理等、死に関わることを生業としていました。これらの人々は「河原者」と呼ばれ、人知の及ばない霊力や能力をもった存在とされてきましたが、時代が下がるにつれ差別される対象にかわっていきました。

江戸時代になり徐々に、江戸幕府は、武士や百姓、町人とは別の身分を制度化し、江戸時代中期以降厳しい締め付けを強化する中、次第に差別も厳しくなっていきました。その中でも、被差別身分の人々は、農業、牛馬の皮革加工、草履や雪駄づくり、村や町の警備、城や寺社の清掃など、優れた技術を持ち、文化を継承し社会を支えてきました。

明治時代になると解放令によって、身分制度は廃止となり、制度上はみな平民となりました。しかし、人々の差別意識はなくなり、さらに、職業も自由に選べるようになったことで、身分に伴って認められていた皮革加工等の権利がなくなり、被差別身分だった人々への社会的・経済的差別は厳しい状況が続い

ていました。こうした状況の中で、差別からの解放を求める運動が各地で始まりました。

大正時代になると、同和地区・被差別部落の人々が自らの手で全国水平社を創設し、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉で結ばれた「水平社宣言」が採択されました。この宣言は、日本の歴史上、当事者自身から発せられた初めての人権宣言として、大きな意義をもっています。（令和4年は、水平社創立100周年の年に当たります。）このような解放運動は各地に広がっていきました。

そして、昭和に入ると、基本的人権の尊重がうたわれる日本国憲法が制定されますが、生まれや家柄を重く見る風潮により、日常生活や就職、結婚などで差別は続きました。そこで、国も問題の解決をめざし、昭和40年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申が出され、“同和問題は、憲法に保障され基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は、国の責務であり、同時に国民的課題である”としました。それを受け昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、それから33年にわたって施行され、生活環境の改善等では、一定の成果を上げることができました。

しかし、今日でも、同和問題の解決を妨げるような事態が起きています。就職時に本人の能力や適性と関係のない本籍地や親の職業を質問されたり、インターネットの掲示板に、かつての同和地区・被差別部落の地名が流されたりしています。また、結婚等に当たっても身元調査等同様のことが見受けられます。このように、差別意識は、解消された状況にあるとはいえません。

平成28年には、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されています。

3 同和問題を学習の中でどう取り上げるか

同和問題を解決していくためには、いかに私たち自身が考えて、行動していくかが大切です。学習の中で取り上げるときには、人権問題の一つとして、「差別はいけない」と教える授業で終わらせるのではなく、身近にある様々な人権にかかわる問題とも関連付けながら、「なぜ、差別することを改めなかったのか」という視点で、自分と重ねて考えていくことが重要です。

ここでは例として、小学校6年生社会科の歴史学習の中での位置づけを示しました。公民としての資質・能力を育成する社会科の学習は、学習そのものが人権につながっています。教師の事前準備として、教科書や補助資料をよく読んだり、学年やまわりの教職員と話し合ったりすることはもちろんですが、年間計画の中で計画的に取り上げ、他教科や行事などとの関連を図りながら、授業を創ることが大切になってきます。

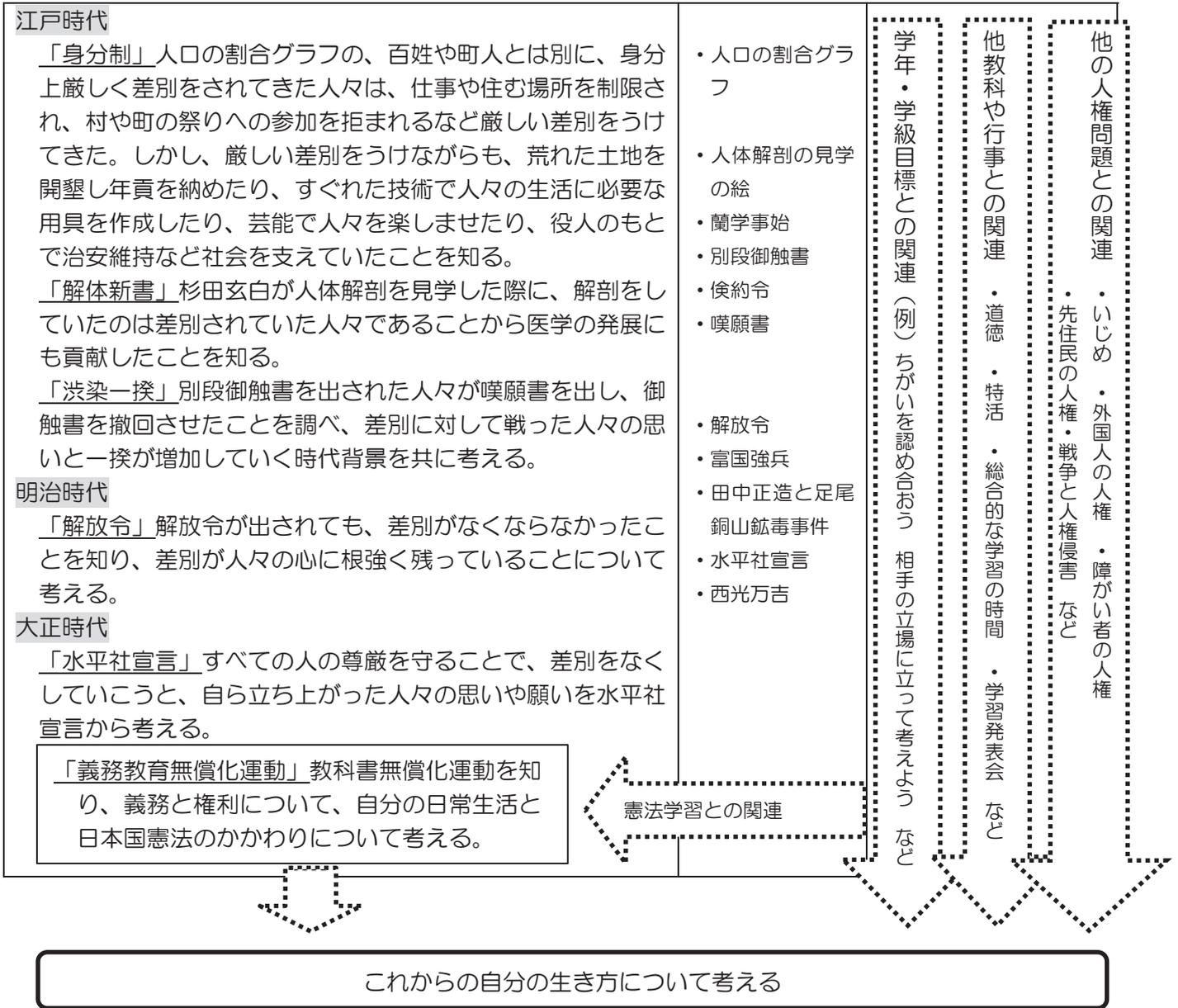
「人権学習ワークシート集Ⅵ 一人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）一」神奈川県教育委員会（平成25年2月）の「7 同和問題について考える」（P41～48）の中に、被差別部落の歴史学習における研究成果等を例示してあるので参考にしてください。

なお、これからの知識の整理は、あくまでも人権を尊重する態度を養うために必要であるということを理解してください。



<6年生の歴史学習で同和問題にかかわる内容の例>

<歴史学習のテーマ>当事者の考え方や生き方にふれ、自分と重ねて考える		
室町時代 「室町文化」差別されていた人々が生み出した文化が、今の日本文化につながることを考える。 ・庭園（銀閣寺、龍安寺） ・能楽（観阿弥、世阿弥）等	<資料や関連事項等> ・銀閣寺と又四郎	学年・学級目標との関連 他教科や行事との関連 他の人権問題との関連
戦国時代 「刀狩令」兵農分離が進み、太閤検地と合わせて、身分の再編が進んだことに気づく。		



低学年から、様々な人権問題（いじめの問題、外国人にかかわる問題、障がい者差別等）や多様性について学んでおく

同和問題を考え、解決していくことは、自分の中にある差別や偏見と向き合うことから始まります。差別は、差別される側に原因があるのではなく、差別する側に問題があることを理解することが大事です。また、差別には合理的な根拠はありません。差別する人間がいるから差別問題は起きるという視点に立ち、同和問題から見えてくる様々な差別や偏見に対して教職員自ら考え、解決に向けて取り組む必要があります。

<参考資料など>

「同和問題の正しい理解のために」人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして
 神奈川県・神奈川県教育委員会（平成28年3月）

「人権学習ワークシート集V 一人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第14集）一」
 神奈川県教育委員会（平成25年2月）

「人権学習ワークシート集VI 一人権教育実践事例・指導の手引き（高校編 第15集）一」
 神奈川県教育委員会（平成28年2月）

同和問題の正しい理解

県教育委員会が昭和53年に通知した「神奈川県同和教育基本方針」は、平成25年3月に改定された「かながわ人権施策推進指針」に取り込まれて整理されました。

国の動きとして、平成28年12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同月16日施行（[参考資料1](#)）されました。立法に先立ち、衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）及び参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）（[参考資料2](#)）がなされています。

この法律は、全ての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である事に鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育及び啓発等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものであります。同和教育の授業を実践する前に、次の図書を読了することをお勧めします。

なお、これらの図書は、県立学校及び市町村教育委員会に配付しています。

- ・「これでわかった！部落の歴史 私のダイガク講座」 上杉 聰著 解放出版社（平成16年）
- ・「ビジュアル部落史第1巻～第5巻」 大阪人権博物館（編） 解放出版社（平成18～20年）
- ・「神奈川の部落史」
「神奈川の部落史」編集委員会（編集代表 藤野 豊）編・著 不二出版社（平成19年）
- ・部落史ブックレットNo.1「部落の歴史に学ぶ」 神奈川部落史研究会（平成25年10月）
- ・部落史ブックレットNo.2「近代神奈川の歴史を問い直す」 神奈川部落史研究会（平成29年2月）

<参考文献など>

「人権教育ハンドブック」神奈川県教育委員会（令和4年4月）

参考資料1

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日施行

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

参考資料2

衆議院法務委員会における附帯決議

平成28年11月16日

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

平成28年12月8日

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。